

宮崎県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）
(令和8年7月16日から令和9年3月31日まで)

1 背景及び目的

宮崎県においてイノシシは県下全域に生息しており、農林作物への被害額は令和5年度に約1億2百万円、令和6年度は約1億3千万円と増加傾向にあり、深刻な被害が続いている。

また、令和7年4月に本県の野生イノシシから豚熱ウイルスが検出されて以降、陽性個体の確認地点は増加しており、令和8年4月には県内養豚場においても発生が確認された。このため、豚熱の感染拡大防止の観点からも、イノシシの捕獲強化が必要である。

このような状況を踏まえ、本県では「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」に基づき、イノシシによる農林作物への被害額を令和8年度までに9千万円以下にすることを目標とし、狩猟、有害鳥獣捕獲に加え、当事業により集中的に捕獲を実施することにより、個体数管理を強化する。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

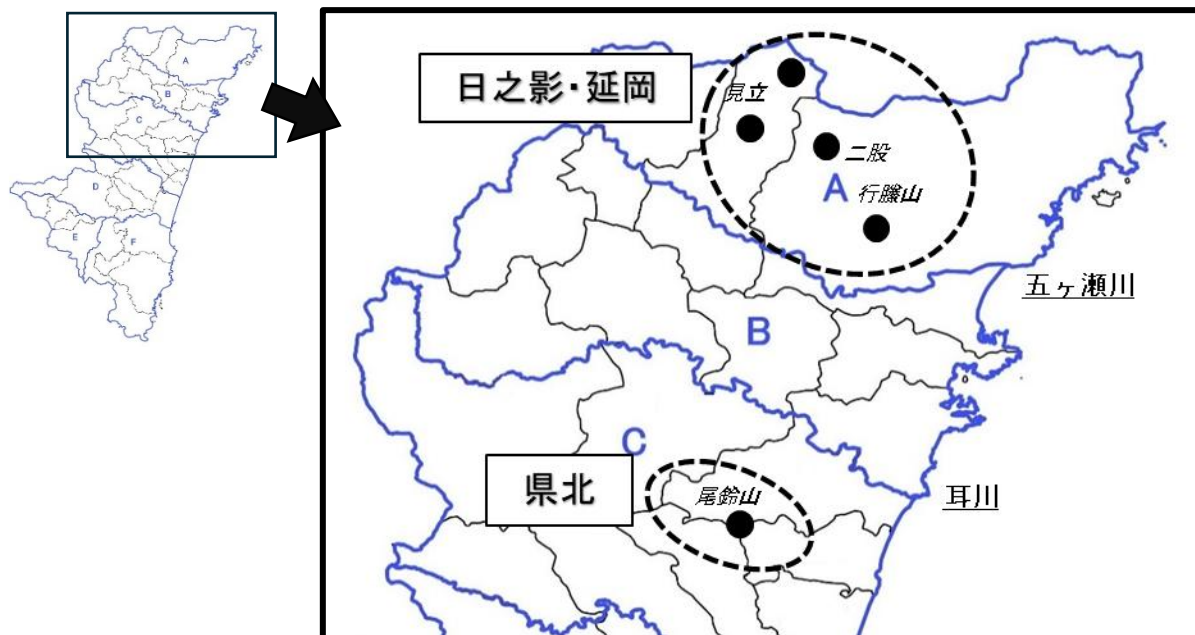
3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
日之影・延岡	令和8年8月1日～令和9年3月31日 うち、捕獲作業を行う期間：令和8年8月10日～令和9年2月28日
県北	令和8年8月1日～令和9年3月31日 うち、捕獲作業を行う期間：令和8年8月10日～令和9年2月28日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
日之影・延岡	見立地域（日之影町） 二股鳥獣保護区、行膝山鳥獣保護区（延岡市）	生息密度が高く自然生態系の保全が必要な鳥獣保護区及び農林作物被害が多い地域において、集中的に捕獲を行う必要があるため。	県指定鳥獣保護区（特別保護地区除く）、国有林
県北	尾鈴山鳥獣保護区（日向市、木城町、都農町）	生息密度が高い鳥獣保護区であり、自然生態系を保全する観点から、集中的に捕獲を行う必要があるため。	県指定鳥獣保護区（特別保護地区除く）、国有林

事業実施区域位置図



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
日之影・延岡	捕獲数 37 頭
県北	捕獲数 30 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
日之影・延岡	わな猟	捕獲業務を受託した事業者（以下「受託者」と調整の上、決定する。
県北	わな猟	受託者と調整の上、決定する。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。

ア 関係者等との調整

関係市町村、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図る。

イ 捕獲等の実施

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。

ウ 安全管理

受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。

事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。

エ 捕獲した個体の回収・処分方法

捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。なお、豚熱ウイルスの拡散を防止するため、豚熱感染確認地域で捕獲した個体については、埋設場所の選定や移動時の防疫措置を徹底する。

オ 錯誤捕獲の場合の対応

ア) イノシシ、ニホンジカ（※1）以外の獣（次項 イ）を除く）が捕獲された場合は、速やかに放獣する。ただし、ニホンカモシカが錯誤捕獲された場合は、受託者は速やかに県に連絡し、その指示に従うものとする。

イ) 有害獣又はアライグマ等の特定外来生物が捕獲された場合は、殺処分とする。

なお、上記の鳥獣が捕獲されることが想定される場合は、予め捕獲許可等の手続きをとるものとする。

カ 捕獲情報の収集及び評価

受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

捕獲事業の実施による効果については、当該地域（市町）の農林水産被害額の調査結果により検証する。

※1 同箇所『宮崎県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）』に基づく捕獲を行うため。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

〔実施主体〕 宮崎県

〔実施方法〕

実施計画の策定・検討 : 直営

生息状況・被害状況等の調査 : 直営

捕獲、捕獲個体の搬出・処分 : 委託（認定鳥獣捕獲等事業者等）

捕獲情報等の収集・整理・検討 : 直営

事業評価・検証 : 直営

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

（1）住民の安全の確保のために必要な事項

- ・地域住民や関係者に対し、事業内容について十分な周知を図る。
- ・入込が多い場所での捕獲は避けるなど、捕獲場所の選定について十分な配慮を行う。
- ・わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示等を行う。

（2）指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃刀法、電波法等の法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・捕獲情報や作業記録等の情報収集を徹底し、分析、評価を行い次年度以降の実施計画に反映させ、効率的な管理を推進する。
- ・捕獲方法、捕獲した個体の処分方法は、できるだけ自然生態系に影響のない方法を検討する。
- ・ニホンカモシカの生息が想定される場所では、錯誤捕獲がないよう十分な配慮を行う。

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。